

埼玉県森林科学館指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県農林部森づくり課

令和4年7月8日から募集を開始した埼玉県森林科学館の指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県森林科学館指定管理者について

指定管理者：公益社団法人埼玉県農林公社
埼玉県行田市大字真名板1975番1
代表理事 強瀬 道男

2 指定の期間について

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

(1) 現地説明会への参加団体数

・令和4年7月26日実施 3団体

(2) 応募申請団体数

・令和4年9月7日締切り 1団体

・申請団体の内訳
公益法人（農林関係） 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

(1) 選定基準

審査基準

- ア 県の林業の振興及び県の農林行政の推進に資するものであること。
- イ 県民の平等な森林科学館の利用を確保することができること。
- ウ 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に森林科学館の運営を行うことができること。
- エ 森林科学館の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- オ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- カ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(2) 選定委員会の委員

| 氏名 | 職業等 |
|--------|-----------------------|
| 池田 博行 | 公認会計士 |
| 井上 真理子 | 森林総合研究所多摩森林科学園主任研究員 |
| 村田 裕美子 | 女性林業研究グループ「結木の会」代表 |
| 小西 千恵子 | 一般社団法人ガールスカウト埼玉県連盟元理事 |
| 横塚 正一 | 農林部副部長 |

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

申請者を第2次審査対象団体としました。

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

| 審査項目（配点） | | | 農林公社 |
|----------|-------------|------|------|
| ア | 条例等への理解 | 25点 | 21点 |
| | 利用者の平等利用の確保 | 25点 | 19点 |
| | 個人情報保護等への配慮 | 25点 | 20点 |
| イ | 管理運営内容 | 175点 | 114点 |
| | 危機管理体制 | 50点 | 38点 |
| | サービス向上への取組 | 25点 | 14点 |
| ウ | 県委託料 | 25点 | 18点 |
| | 計画の実現性 | 25点 | 17点 |
| | 効率的運営への取組 | 25点 | 14点 |
| エ | 過去の実績 | 25点 | 20点 |
| | 経営基盤の安定性 | 50点 | 31点 |
| | 事業参加意欲 | 25点 | 19点 |
| 合計 | | 500点 | 345点 |

○ 公益社団法人埼玉県農林公社の選定理由

- ・長年当該施設の管理運営をしており、また、他の指定管理施設の管理の実績もあることから、安定した運営が期待できる。
- ・研究機関や教育機関と連携した取り組みの実施により、森林総合学習の充実が期待できる。
- ・インスタグラムやYouTubeといった新たな情報発信ツールの活用による広報活動の充実が期待できる。

○ (参考) 選定委員の主な意見

| 団体名 | 意見 |
|-------------------|--|
| 公益社団法人 埼玉県農林公社 | <ul style="list-style-type: none">・ネット配信などはアクセス数などで効果検証ができる。そういったデータを活用して効率的・効果的な運営を期待したい。・展示の見直しや情報誌の作成といった、スキルを持っている方、例えば学芸員の資格を持っている方が配置されるとよりソフト面が充実すると思われる・施設としてはとてもいいものであるため、今後はソフト面のアップデートが必要である。 |

5 公益社団法人埼玉県農林公社の提案の概要

(1) 指定管理業務を行うに当たっての基本方針

- ① 森林科学館と彩の国ふれあいの森を一体化した事業を行う
- ② 研究機関などと連携し、森林への理解を深める森林総合学習機能を発揮する
- ③ 地域の特色を活かした体験を通じて、林業や地域文化への理解を深める
- ④ 地域や隣接施設と連携し、拠点施設としての役割を最大限に発揮させる
- ⑤ 令和7年開催予定の第75回全国植樹祭に向け、県民の機運醸成を図る
- ⑥ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組む

(2) 管理執行体制

- ① 森林科学館職員を常時2名以上配置
- ② 秩父事務所に統括職員を1名配置し、不測の事態に迅速かつ的確に対応するほか、施設の管理運営を随時監督する
- ③ 森林・林業に関する専門的技術や資格を有する者を配置
- ④ 職員のマナー研修・緊急時対応の訓練を定期的実施する
- ⑤ 地域にゆかりのある者を積極的に雇用する

(3) 森林や林業についての学習に関する事業計画

- ① 展示室を活用して情報を随時提供する
- ② 利用者が楽しめる空間をつくる
- ③ 四季を通じた各種の「ふれあう」体験事業を開催する
- ④ 周辺施設や地域との連携

(4) サービスを向上させるための方策

- ① マニュアルを基本とした接客サービス、県民の意見を取り入れた管理運営、木工品の販売
- ② 遊歩道等に樹木や山野草解説表示板の設置、散策ルートマップを提供する
- ③ バリアフリー遊歩道、「赤ちゃんの駅」などの適切な管理
- ④ HPや広報しなどへの掲載、インスタグラム・動画サイト等を活用した情報発信

(5) 危機管理に対する方針

- ① 火災・犯罪の未然防止、利用者の事故防止に努め、緊急事態を想定した訓練、AEDの設置・使用方法の掲示、イベント等で使用する食材の管理徹底、新型コロナウイルス感染症対策としてマスク着用・消毒・フィジカルディスタンスの確保を実施
- ② 大雨や台風、地震など、不測の事態が予測される場合又は発生した場合は、「危機管理マニュアル」に基づき、迅速かつ適切に対応する
- ③ 被害の発生に備えて必要な保険に加入
- ④ 危機管理マニュアルの検証・評価・見直し

(6) 個人情報の取扱いについての基本方針

- ① 「(公社)埼玉県農林公社個人情報の保護に関する方針」及び「(公社)埼玉県農林公社個人情報の保護に関する規程」に基づく適正な管理
- ② 個人情報保護管理者と個人情報保護担当者の設置
- ③ 職員の指導、研修・教育

(7) 危機管理に対する方針

- ① 危機管理マニュアルの検証・評価と継続的な見直し
- ② 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底
- ③ 火災の未然防止のため、来園者に火気使用について注意喚起
- ④ 気象災害、危険動植物による被害、不測の事態等が発生した場合の配備体制の整備
- ⑤ 損害賠償が必要な被害の発生に備えて各種保険に加入

(8) 収支予算案

令和5年度の予算額については、令和4年度と同額

(9) 施設の管理計画

- ① 定期的な巡視点検による異常部分の早期発見と迅速な補修し、破損する可能性が高い箇所については計画的に修繕を実施
- ② やむを得ず長期休業となる場合は、再開に向け施設の維持管理を適切に行うとともに、YouTubeなどのソーシャルメディアを活用した情報発信や、他の施設が主催するイベントに参加するなど、森林科学館の設置目的を果たすため、施設外でもできる取組を進めていく。